

# 第 3 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 2 4 年 2 月 6 日（月）

午前 9 時

会 場：庁議室

## [審議事項]

### 1 住民自治組織に対するコミュニティづくり支援補助金について（企画部市民協働推進課）

震災の影響により、地域住民によるイベント等の開催が少なくなっており、また、仮設住宅団地における住民主権によるイベント等の開催が少なくなっていることから、町内会や仮設団地内での小さな交流事業等の開催によるコミュニティづくりを促進するため、新たな支援制度を創設するもの。

#### (1) 主な内容

- ① 交付団体：市内に設立されている町内会や仮設住宅団地の自治会組織等の住民自治組織
- ② 交付対象事業  
住民主体による地域づくりのためのコミュニケーションづくりを推進するための交流事業（例：講演会やワークショップの開催、地区清掃作業、夏祭りや盆踊り等）
- ③ 支援補助額：1 団体年 1 回とし、5 万円を限度とする。

### 2 コミュニティセンターの利用料金（使用料）等の設定について（企画部市民協働推進課）

コミュニティセンター等の利用にあたっては、平成 18 年度の指定管理者制度導入時から、地方自治法の規定によらず、指定管理者との基本協定に基づく「利用者協力金」制度により対応してきたが、地方自治法に基づく「利用料金」制度として位置づけ、改めて条例に規定することとし、併せて、施設ごとに制定しているコミュニティセンター条例の一本化を図るとともに、鹿妻南コミュニティハウスの設置及び被災した雄勝地区の大畑・伊勢畑コミュニティセンターを廃止するため、石巻市コミュニティセンター条例を制定するもの。

#### (1) 主な内容

- ① 向陽地区、小竹地区（石巻）、名振地区（雄勝）、和渕地区、本町、しらすぎ台（河南）、寺山地区、小沢地区、泊地区（牡鹿）の各コミュニティセンター条例を一本化
- ② 使用料及び指定管理者による利用料金の上限を条例で規定
- ③ 大畑・伊勢畑地区コミュニティセンターを廃止
- ④ 鹿妻南コミュニティハウスを新たに規定

### 3 企業支援内容の拡充と新たな助成金の創設等について（産業部産業復興課）

今回の震災により、本市に本社を置く企業の多くが被災してその復旧の目途が立たない企業も多く、雇用者の解雇等につながっている状況であることから、雇用を促進するための支援拡充を図るとともに、震災復興基本計画に定める「新エネルギー等関連産業の集積」を促進するため、その支援策等を規定するなど、例規の一部改正を行うもの。

#### (1) 主な内容

- ① 条例の名称変更  
誘致企業のみでの支援と錯誤されることから名称変更を行う  
・石巻市企業誘致条例 → 石巻市企業立地等促進条例
- ② 新産業等創出促進助成金を新設
- ③ これまでの「増設」の定義を、震災により解体した事業所を対象とするよう拡大
- ④ 「移設」の定義に大企業を対象に追加
- ⑤ 新設のみと規定した雇用奨励助成金等、従来の助成金についてその規定を緩和
- ⑥ 対象業種の追加

従来誘致を進めてきた情報通信系企業及び震災復興基本計画に定める新エネルギー等の推進に関する以下の業種について、該当する産業分類を規則で定める。

- ・太陽光発電、バイオマス発電
- ・植物工場、バイオマスの活用（微細藻類）
- ・データセンター、コールセンター

#### 4 東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付事業について（教育委員会学校教育課）

震災により多くの子ども達が親を失っているが、そのうち、両親を失った子どもに対する修学を支援するため、奨学金給付制度を新たに創設する。

##### (1) 主な内容

###### ① 対象者

震災当時石巻市内に住所を有していた親が、震災により死亡又は行方不明となり、両親がいなくなった小・中・高校生

###### ② 給付額

小学校等に在学する者 月額 10,000 円  
中学校等に在学する者 月額 20,000 円  
高等学校等に在学する者 月額 30,000 円

###### ③ 給付の期間

対象者が高等学校等を卒業するまで（学校教育法に規定する修業年限内）

###### ④ 他で実施する給付型奨学金等との併給を可とする

#### 5 石巻市立高等学校統合基本計画について（教育委員会学校教育課）

震災による市立女子商業高等学校の被災の影響により、平成 21 年に策定した石巻市立高等学校統合基本方針について、目標年度の変更、設置するコース等を見直し、平成 23 年 8 月に新たな基本方針を定めたところであるが、その基本方針に基づき、事業スケジュール等を盛り込んだ石巻市立高等学校統合事業基本計画を策定し、事業の推進を図るもの。

##### (1) 主な内容

###### ① 統合高等学校の概要

- ・市立高校 2 校を統合し、校舎は現市立女子高等学校の施設を活用する
- ・普通科コース制を採用し、普通コース 3、キャリアコース 2 の 5 クラス（定員：200 名）とする
- ・統合目標年度は平成 27 年度とする。

###### ② 施設整備計画

- ・現市立女子高校校舎の耐震補強及び大規模改修工事の実施
- ・校舎の増築
- ・体育館の移転新築

###### ③ スケジュール

- ・平成 24 年度 各種設計、仮設校舎準備、校名等決定
- ・平成 25 年度～26 年度 耐震補強工事、改修工事、増築工事、体育館新築工事等
- ・平成 27 年度 統合市立高等学校新設

#### 6 石巻市多目的交流施設（遊楽館）のシルバー会員制度の廃止について（教育委員会遊楽館）

遊楽館のシルバー会員制度は、オープンした平成 17 年 3 月からリピーターの拡大と安定した使用料の確保を目的に、合併前の旧河南町時代に創設されたものであるが、所期の目標を達成したこと、市の他の施設との均衡を図ること、さらには指定管理者において同様の制度導入を検討していることから、同制度を廃止しようとするもの。

(1) 主な内容

- ・これまで実施してきたシルバー会員制度を、平成 23 年度末に廃止する
- ・廃止前に登録した会員については、当該登録証に記載された期間（3 年）は従来どおり使用可能とする

**[報告事項]**

**1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（通称：一括法）に係る対応について（企画部総合政策課、総務部総務課）**

平成 23 年 4 月 28 日に通称第 1 次一括法が、さらに平成 23 年 8 月 26 日に通称第 2 次一括法が成立した。

これに伴い、これまで法律を基準とした施設設置基準等を独自に条例で設定するための条例改正や、県知事の権限であった事務が市長に移譲されることとなり、必要な条例改正等について、今後、総務課及び総合政策課において進行管理を行う。

(1) 主な内容

- ① 条例委任事項数 17 法律 40 項目（うち制定や改正等を要する条例数 23）
  - ・公営住宅法の改正により、平成 24 年第 1 回定例会に「石巻市営住宅条例」の一部改正を提案予定
  - ・経過措置利用の条例については、平成 24 年第 4 回定例会に一括で提案予定
- ② 移譲される項目数 39 法律 43 項目

**2 石巻市震災復興推進本部の所掌事務について（震災復興部復興政策課）**

同本部は、これまで復興に向けての基本方針及び復旧・復興に向けた震災復興基本計画の策定を行ってきたが、今後、基本計画の推進及び進行管理等を審議することを目的とするため、同本部の設置要綱を改正した。

(1) 主な内容

- ・設置目的を「基本計画策定」から「地域の復興を推進するため」に変更
- ・所掌事務を「石巻市震災復興基本計画の推進及び進行管理に関すること」「震災復興施策の確実な実施と総合調整に関すること」に変更
- ・本部員に震災復興部長を追加
- ・専門部会を幹事会に変更

**3 平成 24 年住民異動繁忙時における窓口業務の時間延長及び土日開庁について（生活環境部市民課）**

平成 18 年から、3 月下旬及び 4 月上旬の住民異動繁忙期の対応として窓口業務の時間延長と土日開庁を実施してきたが、平成 24 年も実施することとした。

(1) 主な内容

- ・実施期間 平成 24 年 3 月 26 日（月）～4 月 6 日（金）
- ・実施時間 平日：午後 7 時まで 休日：午前 9 時～午後 5 時
- ・主な窓口業務  
戸籍・住民票の異動、証明書交付、子ども手当等異動処理関連業務、保険年金に関する各種異動業務等

**4 石巻市立病院仮診療所の移転について（市立病院）**

平成 23 年 4 月 7 日に開設した仮診療所について、常勤医師の退職により一時休止し、新たに仮設住宅における巡回救護活動との連携を目的に、仮診療所を移転することとした。

(1) 主な内容

- ・新仮診療所の開所予定時期 平成 24 年 5 月上旬
- ・移転先 石巻市南境字新小堤 25-1 (石巻市総合運動公園入口)
- ・診療科目 内科
- ・診療時間 月～金 午前 9 時～午後 4 時 (予定)
- ・休診日 日曜日、土曜日及び休日 (祝日、年末年始)
- ・現在の仮診療所に通院中の患者については、他医療機関への紹介によりケアする

以上